

雇用調整助成金 （新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 特例）

【事業主の皆さまに、雇用調整助成金を活用し雇用維持に努めて頂けるよう、令和2年12月31日まで特例措置を実施しています】

雇用調整助成金とは

制度の概要を
説明しています。

申請手続

申請様式やマニュアルは
こちらから。

お問い合わせ先

労働局の電話番号等を
ご案内しています。

支給実績

緊急対応期間の
支給・決定状況です。

お知らせ

- 令和2年12月15日 [「在籍型出向の活用による雇用維持への支援」](#) を掲載しました。
[「産業雇用安定助成金（仮称）の創設」](#) を掲載しました。
- 令和2年10月13日 リーフレット「[「雇用シェア」（在籍型出向制度）を活用して、従業員の雇用を守る企業を無料支援します！](#)」を掲載しました。
- 令和2年9月30日 リーフレット「[新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置を延長します](#)」を掲載しました。
またそれに伴い、要領等の変更を行いました。
- 令和2年8月24日 [雇用調整助成金等オンライン受付システムの運用再開について](#) 報道発表しました。
- 令和2年6月13日 リーフレット「[雇用シェア（在籍出向制度）を通じて、従業員の雇用を守る企業を無料で支援します。](#)」を掲載しました。

雇用調整助成金とは

雇用調整助成金とは、[「新型コロナウイルス感染症の影響」](#)により、[「事業活動の縮小」](#)を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、[「労使間の協定」](#)に基づき、[「雇用調整（休業）」](#)を実施する事業主に対して、[休業手当などの一部を助成するものです。](#)

また、[事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も、雇用調整助成金の支給対象となります。](#)

ここでは、令和2年4月1日から12月31日までの緊急対応期間における制度の概要をご紹介します。

通常時の雇用調整助成金についての情報は、[雇用調整助成金の制度紹介ページ](#)をご覧ください。

雇用調整助成金の特例措置（緊急対応期間中）

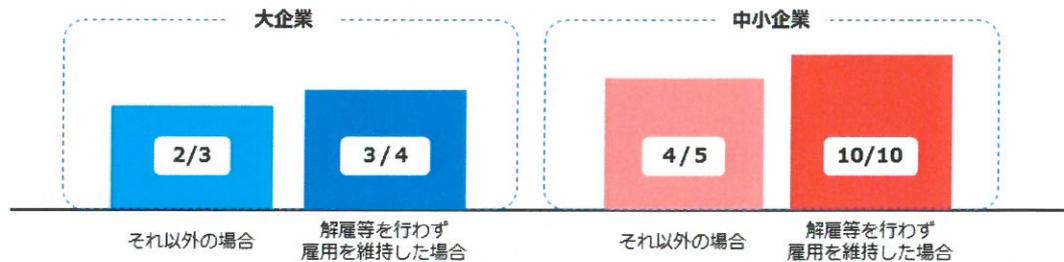
雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。

特例措置により**助成率及び上限額の引き上げ**を行っており、**1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。**

（教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者一人につき日額最大2,400円が加算されます。）

助成率

助成率は、**企業の規模や、事業主が雇用を維持したか否か**によって以下のように分かります。（最大10/10）



この特例措置は、**令和2年4月1日から12月31日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です。**

注意点

- 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者**以外**の方に対する休業手当等も助成対象となります。（その場合、**緊急雇用安定助成金**によって助成されますが、助成の内容や申請先等は雇用調整助成金と同様です。）

緊急雇用安定助成金は、北海道を除き、**令和2年4月1日から令和2年12月31日までの期間内の休業が対象です。**

支給対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす**全ての業種の事業主**を対象としています。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが**前年同月比5%以上減少**している(※)
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です。
学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。（雇用調整助成金と同様に申請できます）

助成額と助成率、支給限度日数

(平均賃金額(※) × 休業手当等の支払率) × 下表の助成率 （1人1日あたり15,000円が上限）

※平均賃金額の算定について、小規模の事業所（概ね20人以下）は簡略化する特例措置を実施しています。

区分	大企業	中小企業 ※1
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3	4/5
解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主	3/4	10/10

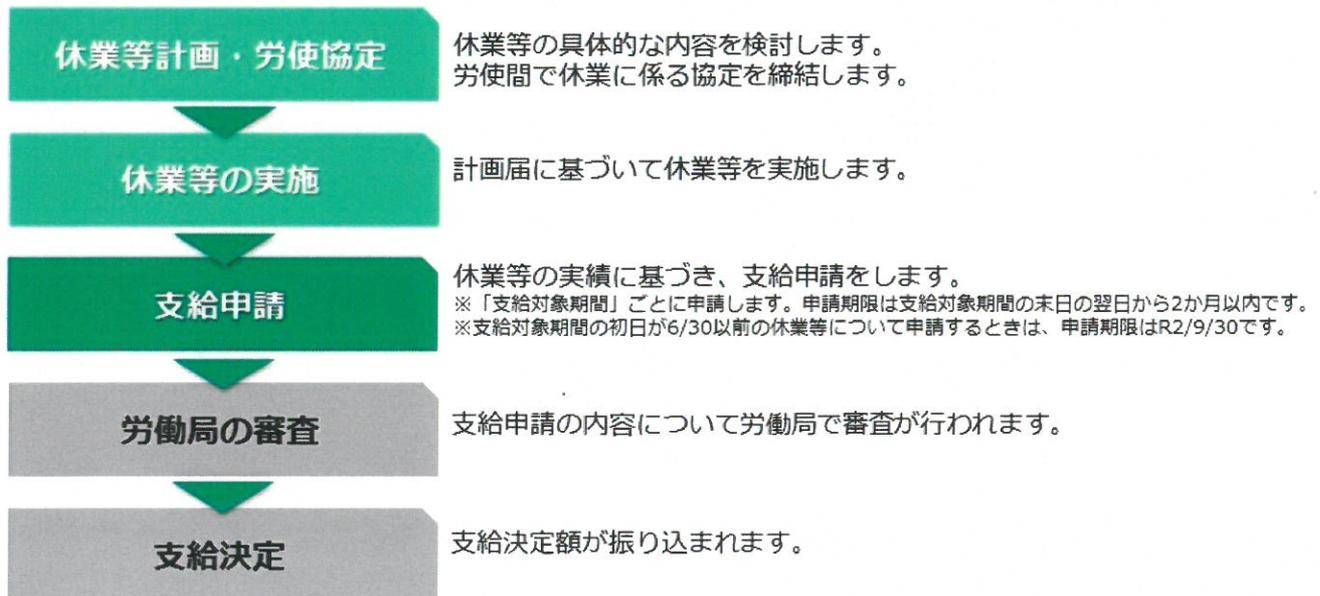
※1 中小企業とは、以下の要件に該当する企業をいいます。

- ・小売業（飲食店を含む）：資本金5,000万円以下 または従業員 50 人以下
- ・サービス業：資本金5,000万円以下 または従業員 100 人以下
- ・卸売業：資本金 1 億円以下 または従業員 100 人以下
- ・その他の業種：資本金 3 億円以下 または従業員 300 人以下

本助成金の支給限度日数は原則として1年間で100日分、3年で150日分ですが、緊急対応期間中(令和2年4月1日～令和2年12月31日)に実施した休業などは、この支給限度日数とは別に支給を受けることができます。

支給までの流れ

緊急対応期間中の特例として「計画届」の提出を不要としています。



追加支給

令和2年6月12日付けの特例措置により、助成金の「上限額の引き上げ」と「助成率の拡充」を令和2年4月1日にさかのぼって適用します。既に支給決定を行っている事業主などに対して、差額（追加支給分）を令和2年7月以降順次お支払いしております。

[ページの先頭へ戻る](#)

申請手続

雇用調整助成金の申請手続は、[事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク](#)で受け付けています。郵送での申請も受け付けています。

「支給申請」に必要な書類

支給申請に必要な様式を、申請の種別ごとにまとめました。当てはまる事業所の企業規模と、休業する対象者の種類を選んで、以下のリンクをクリックしてください。（様式ダウンロードページに遷移します）

[小規模事業主の方向け
（雇用保険被保険者の休業用）](#)

[小規模事業主の方向け
（雇用保険被保険者以外の休業用）](#)

[小規模事業主の方向け
（教育訓練を行った場合用）](#)

[中小・大企業の方向け
（雇用保険被保険者の休業用）](#)

[中小・大企業の方向け
（雇用保険被保険者以外の方の休業用）](#)

申請様式と添付書類の一覧

書類名	備考
様式特第4号 雇用調整事業所の事業活動の 状況に 関する申出書	【添付書類】 生産指標の低下が確認できる書類 「売上」等がわかる既存書類の写しも可 （売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿、客数のデータ、客室等の稼働率など）
様式特第6号 支給要件確認申立書・役員等 一覧	計画届に役員名簿を添付した場合、別紙の役員等一覧は不要
様式特第9号または12号 休業・教育訓練実績一覧表 (注)	自動計算機能付き様式
様式特第8号または11号 助成額算定書	自動計算機能付き様式
様式特第7号または10号 (休業等) 支給申請書	自動計算機能付き様式 ※所得税徴収高計算書を用いる場合は 当該計算書を添付
休業協定書 労働組合等との確約書等でも代替可	【添付書類】 (労働組合がある場合) 組合員名簿 (労働組合がない場合) 労働者代表選任書 ※実績一覧表（様式特第9号又は12号）の署名または記名・押印があれば省略可
事業所の規模を確認する書類	既存の労働者名簿及び役員名簿で可 ※中小企業の人数要件を見たしている場合、資本額を示す

	書類は不要
労働・休日の実績に関する書類（注）	出勤簿、タイムカードの写しなど （手書きのシフト表などでも可） （必要に応じ、就業規則または労働条件通知書の写しなど）
休業手当・賃金の実績に関する書類（注）	賃金台帳の写しなど（給与明細の写しなどでも可） （必要に応じ、給与規定または労働条件通知書の写しなど）

（注）複数枚に渡る場合は、ファイル（形式：txt、csv、PDF）が入ったCD及びDVDの形でもご提出いただけます。

その場合は、書類毎にファイルをお分けいただいた上で、内1～2枚を見本として印刷の上ご提出ください。

動画による支給申請のポイント解説

- ・ [雇用調整助成金の支給申請のポイント（前編）](#) R2.5.8掲載 [13分07秒]
- ・ [雇用調整助成金の支給申請のポイント（後編）](#) R2.5.8掲載 [39分48秒]
- ・ [全国社会保険労務士会連合会による動画解説掲載ページ](#)

特例措置の詳細や、手続きの詳しいご案内

- ・ [PDF はじめての雇用調整助成金](#)  R2.5.22掲載
- ・ [PDF 雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）](#) （9月30日現在版） **NEW**
[雇用調整助成金支給申請マニュアル（休業）](#) ※最新版の掲載ページにリンクします
[雇用調整助成金支給申請マニュアル（訓練）](#) ※最新版の掲載ページにリンクします
[緊急雇用安定助成金支給申請マニュアル](#) ※最新版の掲載ページにリンクします

雇用調整助成金 F A Q（令和2年11月10日現在版）

※更新箇所は黄色網掛けになっております。

【設問分類】

- (01) [PDF 総論](#) 
- (02) [PDF 特例措置](#) 
- (03) [PDF 事業主の要件](#) 
- (04) [PDF 助成対象、助成内容](#) 
- (05) [PDF 休業、休業手当](#) 
- (06) [PDF 緊急雇用安定助成金（※令和2年3月31日までは、緊急地域特別雇用安定助成金）](#) 
- (07) [PDF 手続き、提出書類等](#)  **NEW**
- (08) [PDF その他](#) 

特例措置に関するリーフレット

- ・ [PDF 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を拡充します](#)  R2.4.10掲載
- ・ [PDF 雇用調整助成金の申請書類を簡素化します](#)  R2.4.17掲載
- ・ [PDF 雇用調整助成金の特例拡充のお知らせ（生産指標の比較月関係）](#)  R2.5.5掲載
- ・ [PDF 短時間休業により雇用を維持しましょう](#)  R2.5.20掲載

- [PDF 雇用調整助成金の特例拡充のお知らせ（教育訓練関係）](#) ☐ R2.5.20掲載
- [PDF 雇用調整助成金の生産指標が比較しやすくなりました](#) ☐ R2.6.12掲載（R2.6.13 一部修正）
- [PDF 雇用調整助成金の受給額の上限を引き上げます](#) ☐ R2.6.12掲載
（追加支給の詳細については、このリーフレットの裏面をご覧ください。）
- [PDF 雇用シェア（在籍出向制度）を通じて、従業員の雇用を守る企業を無料で支援します。](#) ☐ R02.6.13掲載
- [PDF 新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置を延長します](#) ☐ R2.9.30掲載
- [PDF 「雇用シェア」（在籍型出向制度）を活用して、従業員の雇用を守る企業を無料支援します！](#) ☐ R2.10.13掲載 **NEW**

・助成金支給要領

- [PDF 雇用調整助成金支給要領](#) ☐（令和2年9月30日改正） **NEW**
- [PDF 緊急雇用安定助成金支給要領](#) ☐（令和2年9月30日改正） **NEW**

・雇用調整助成金オンライン受付システム

- [PDF 操作マニュアル](#) ☐ R2.8.24掲載
- [PDF リーフレット](#) ☐ R2.8.24掲載

・在籍型出向の活用による雇用維持への支援について

- [PDF 在籍型出向の活用による雇用維持への支援](#) ☐ R2.12.15掲載 **NEW**
- [産業雇用安定助成金（仮称）の創設](#) R2.12.15掲載 **NEW**

[ページの先頭へ戻る](#)

お問い合わせ先

現在、大変多くのお問い合わせをいただいております。お電話がつながりにくい時間帯もあります。「雇用調整助成金FAQ」や厚生労働省公式LINEアカウントもぜひご活用ください。

都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）	お問い合わせ窓口の一覧
学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター	0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 （土日・祝日含む）
厚生労働省公式LINEアカウント → 友だち追加用リンク https://lin.ee/qZZIxWA 	「情報を探す」 → 「雇用調整助成金の特例措置」 から各種メニューをご覧ください

過去の災害などによる特例措置の情報は、[雇用調整助成金の制度紹介ページ](#)をご覧ください。